

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.468

TOPICS

主な記事

- 第67回定時総会を開催しました。
- 令和7年度夏の交通事故防止運動兵庫県実施要綱
- 適正化事業実施機関からのお知らせ
今月のテーマ 2025年6月1日施行「職場における熱中症対策の義務化」について

主な同封物

- 荷主の皆様へ 改正された「標準貨物自動車運送約款」が施行されました

7
2025
July

場 所：ヤマサ蓮の花(姫路市夢前町)
撮影者：尾上敏明(株式会社シキトウサービス)

CONTENTS



- 1 第67回定時総会を開催しました。

行政からのお知らせ

- 4 (兵庫県) 令和7年度夏の交通事故防止運動兵庫県実施要綱

事務局からのお知らせ

- 5 第53回 トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会を開催しました
- 6 兵庫県が実施する人材確保に関する補助事業について(お知らせ)
- 13 「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」について
- 14 「引越基本講習」の開催について(お知らせ)
- 15 2025年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会を開催しました

16 理事会・委員会だより

陸災防のページ

- 17 はい作業主任者技能講習会のお知らせ

21 会員だより

23 協会日誌

適正化事業実施機関からのお知らせ

- 24 今月のテーマ 2025年6月1日施行「職場における熱中症対策の義務化」について

「メールアドレス」登録のお願い!

現在、会員の皆さまへの連絡手段のメール化を進めています。
右記QRコード又はURLから入力ホーム(下記の取得ホーム)に進んでいただきますと、「会社名、氏名、メールアドレス等5項目」で簡単に登録(最大3件)することが出来ます。まだ登録されていなければ、登録お願いいたします。

QRコード



URL <https://nznf.f.msgs.jp/n/form/nznf/8WYvSwRE5DMZ57YvfzFT2>

第67回定時総会を開催しました

令和7年6月19日(木) ANAクラウンプラザホテル神戸において、第67回定時総会を開催しました。

開会に先立ち兵ト協会長表彰受賞者16名の表彰式及び全ト協会長表彰受賞者2名の伝達式が行われました。

また議事に先だち木南会長の挨拶の後、全ト協坂本会長から挨拶をいただきました。

議事では「令和6年度事業報告」及び「令和6年度公益目的支出計画実施報告」の報告事項に続いて「令和6年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）の承認について」、「定款変更について」、「理事58名の選任について」、「監事3名の選任について」の議案が審議され、いずれも原案通り承認されました。

総会終了後に開催された臨時理事会の中で新たに選任された理事の互選により、新たに木南会長を始め、正・副会長、常任理事、専務理事、常務理事が選定されました。

その後、交通遺児等救援金の贈呈式を行い、会員事業者からいただいた多額の募金を木南会長から交通遺児等育成基金へ寄贈し、感謝状をいただきました。

また、近畿運輸局・兵庫労働局・兵庫県・兵庫県警・自動車事故対策機構から多数の来賓が出席され、西野 光 近畿運輸局自動車交通部長、岡本克也 兵庫労働局労働基準部長、大谷浩司 兵庫県土木部次長、田中英敦 兵庫県警察本部交通部長より祝辞を頂きました。



全ト協 坂本 会長



兵ト協 木南 会長

兵ト協会長表彰受賞者

経営者

氏名	事業所名
藤 定 孝 光	藤 定 運 輸 株 式 会 社
増 田 昌 弘	有 限 会 社 新 マ ス ダ 運 送
小 田 英 敏	明 貨 ト ラ ッ ク 株 式 会 社
内 藤 公 一	ヤ シ ロ 運 輸 株 式 会 社
長 谷 川 哲 也	株 式 会 社 長 谷 川 運 輸
中 川 英 明	株 式 会 社 中 川 建 材

従業員

氏名	事業所名
石 野 真 弓	石 見 サ ー ビ ス 株 式 会 社
山 崎 芳 男	加 古 川 合 同 運 送 株 式 会 社

運転者

氏名	事業所名
町 永 和 馬	株 式 会 社 ヨ シ ダ 商 事 運 輸
石 田 知 宏	近 畿 シ ス テ ム 管 理 株 式 会 社
栄 永 靖	三 田 運 送 株 式 会 社
土 元 宏 訓	石 見 サ ー ビ ス 株 式 会 社
南 部 和 成	株 式 会 社 新 宮 運 送
平 家 嘉 明	姫 路 合 同 貨 物 自 動 車 株 式 会 社

職 員

氏名	事業所名
棚 田 英 治	一 般 社 団 法 人 兵 庫 県 ト ラ ッ ク 協 会
先 坊 ひ と み	兵 庫 県 ト ラ ッ ク 協 会 淡 路 支 部

全ト協会長表彰受賞者

経営者

氏名	事業所名
飛 田 義 美	飛 田 運 送 株 式 会 社
嵯 峨 山 幸 広	株 式 会 社 嵯 峨 山 通 商

兵 卜 協 新 役 員 名 簿

(敬称略)

令和7年6月19日

会長	木 南 一 志 (株) 新 宮 運 送			
副会長	藤 原 康 雄 明 石 運 輸 (株)	尾 上 昌 史 淡 路 共 正 陸 運 (株)		
	村 上 功 栄 進 急 送 (株)	山 口 一 幸 山 口 運 送 (株)		
	小 西 毅 西 播 通 運 (株)	◎ 吉 田 慎 太 郎 (株) ヨ シ ダ 商 事 運 輸		
専務理事	西 川 孝 秀 事 務 局			
常務理事	◎ 福 田 和 雄 事 務 局			
常任理事	◎ 杉 康 弘 日 本 通 運 (株) 神 戸 支 店	椿 本 和 生 (合 同) つ ば き		
	◎ 前 原 幸 喜 前 原 運 送 (株)	中 島 輝 夫 兵 庫 ト ラ ン ス ポ ー ト (株)		
	森 上 明 有 馬 運 輸 (株)	◎ 藤 原 典 生 丸 二 運 送 (有)		
	平 戸 伸 和 平 戸 梱 包 運 送 (株)	◎ 脇 村 照 彦 (有) 山 一 運 送		
	◎ 苗 村 祐 作 台 神 商 運 (株)	碓 永 良 三 碓 永 自 動 車 (株)		
	◎ 飛 田 義 美 飛 田 運 送 (株)	笹 山 誕 一 笹 山 運 送 (株)		
	◎ 藤 尾 健 司 姫 路 合 同 貨 物 自 動 車 (株)	谷 井 秀 彰 谷 井 運 輸 (株)		
	◎ 中 川 英 明 (株) 中 川 建 材	稲 田 豊 稲 田 運 送 (株)		
	理事	◎ 大 西 康 雄 近 通 (株)	◎ 月 城 昌 吉 (株) 月 城 商 運	
		◎ 里 岡 昭 一 山 手 物 流 (株)	出 口 浩 数 出 口 運 輸 倉 庫 (株)	
◎ 藤 岡 靖 知 藤 岡 倉 庫 運 輸 工 業 (株)		吉 良 康 幸 今 津 陸 運 (株)		
◎ 加 賀 澤 一 ジ ェ イ カ ス (株)		北 野 政 弘 氷 上 運 送 (有)		
◎ 川 口 浩 樹 石 見 サ ー ビ ス (株)		増 本 幸 由 ま す も と 運 輸 (株)		
◎ 奥 野 友 和 奥 野 運 輸 産 業 (株)		◎ 瀬 村 人 士 (株) 太 陽 商 会		
◎ 内 山 克 己 (株) 神 戸 急 配 社		◎ 小 林 誠 南 部 運 送 (株)		
◎ 河 合 宏 昭 マ ル カ 運 輸 (株)		◎ 豊 田 泰 輝 豊 田 運 送 (有)		
◎ 藤 本 米 造 藤 本 運 送 (株)		◎ 大 西 範 行 大 西 組 運 輸 (有)		
◎ 田 中 康 之 平 野 運 送 (株)		◎ 寺 尾 武 (有) 寺 尾 運 送		
◎ 増 田 肇 播 州 商 運 倉 庫 (株)		堀 部 和 成 (株) 日 笠 運 送		
◎ 山 田 基 嗣 木 下 運 輸 (株)		畑 英 一 郎 旭 陸 運 倉 庫 (株)		
◎ 今 津 啓 善 木 下 運 送 (株)		福 永 吉 秀 信 栄 運 輸 (株)		
◎ 吉 本 哲 也 日 本 通 運 (株) 姫 路 支 店		中 井 康 博 (株) ハ マ ダ		
◎ 下 山 高 季 (有) 御 立 輸 送		河 田 勝 幸 龍 野 運 送 (株)		
◎ 櫻 井 俊 雄 中 播 運 輸 工 業 (有)		嵯 峨 山 幸 広 (株) 嵯 峨 山 通 商		
◎ 松 井 規 佐 夫 マ ル シ ョ ウ 運 輸 (株)				
監事	石 丸 鐵 太 郎 弁 護 士	池 尻 公 誠 大 陽 運 送 (株)		
	清 瀬 一 郎 (株) シ キ ト ウ サ ー ビ ス			

◎は新任

当日定時総会に出席された皆様から55,568円の募金をいただきました。
ありがとうございました。

令和7年度夏の交通事故防止運動兵庫県実施要綱

運動期間

7月15日(火)から24日(木)までの10日間

交通安全の日

- 交通安全意識を高める日
- 高齢者交通安全の日
- シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日

7月15日(火)

目的

夏の時期は、休暇等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動することも増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

子どもと高齢者を始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践	安全運転意識の向上と飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶	自転車等のヘルメット着用と交通ルールの遵守及び改正道路交通法の周知の徹底
<ul style="list-style-type: none"> 横断歩道交図(アイズ)運動プログラムの実践 横断歩道の通行、信号遵守等、基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知等、歩行者自身の安全を守るための交通行動を促す取組の推進 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践 幼児・児童の特性(安全確認をせずに飛び出すなど)や高齢者の死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進 通学路・未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進 早めのライト点灯と夜間の対向車や先行車がいないう状況におけるハイビームの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、飲酒運転追放「三不運動」の徹底やハンドドールキーパー運動の促進 「飲酒運転追放宣言」の賛同促進と実践 車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックの実施と指導教育の徹底 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発活動の推進 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進 ペダル付き電動バイクなど新たなモビリティの交通ルール周知等による安全利用の促進 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進 ながら運転等の交通事故発生リスクが高い違反の危険性を訴求する広報啓発活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発の推進 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用(令和8年4月1日施行予定)を見据えた自転車利用者への交通ルールの更なる周知 「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 夜間はライトを点灯 飲酒運転は禁止 ヘルメットを着用 自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進 自転車損害賠償保険等加入義務の周知と加入促進 特定小型原動機付自転車の安全利用に向けたヘルメットの着用の促進と交通ルールの周知



兵庫県マスコット はばタン

点灯推奨時間 夏季(6月～8月) 午後6時

事務局からのお知らせ

第53回 トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会を開催しました

5月24日(土)、兵庫県警察本部運転免許試験場において、第53回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会を開催し、会員事業所から41名の選手が天候の悪い中、日頃の業務で培った実力を存分に発揮されました。参加選手、関係者の皆様ありがとうございました。

入賞者及び入賞事業所

(敬称略)

部門	順位	氏名	所属事業所	備考
4トン	優勝	小林 昂平	ロジスティード西日本(株) 兵庫営業所	兵庫県知事賞
	2位	築原 総士郎	センコー(株) 姫路車輛センター営業所	
	3位	上野 雅之	西濃運輸(株) 神明支店	
11トン	優勝	笹谷 知司	レンゴーロジスティクス(株) 三田営業所	兵庫県知事賞
	2位	前 畠 一成	西濃運輸(株) 尼崎支店	
	3位	田 中 優	日通関西物流(株) 尼崎輸送事業所	
トレーラ	優勝	片桐 拓哉	日本通運(株) 神戸物流事業所	兵庫県警察本部長・ 兵庫県交通安全協会会長賞
	2位	竹野 登久大	(株)新宮運送 姫路営業所	
	3位	佐々木 修	(株)浜田運送	
2トン	優勝	森 田 知	日本通運(株) 姫路海運事業所 姫路営業課	神戸運輸監理部長賞
	2位	浅 葉 丈人	石見サービス(株) 本社営業所	
	3位	山崎 将幸	センコー(株) 姫路車輛センター営業所	
女性選手最高得点		浅見 千亜樹	阪神センコー運輸(株) 滝野営業所	神戸運輸監理部長賞

※各部門の入賞者並びに入賞者及び女性選手最高得点者が所属する事業所は、兵庫県トラック協会会長賞を授与されます。



令和7年6月9日

会 員 各 位

一般社団法人兵庫県トラック協会

兵庫県が実施する人材確保に関する補助事業について(お知らせ)

平素は、当協会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、兵庫県から委託を受けて地方創生臨時交付金による「公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業補助金」を下記により実施いたしますのでご案内申し上げます。

※ 必ず次ページの「交付要領」をご確認ください。

記

- 【目 的】： 今般の労働時間規制の強化に伴う2024年問題に対応するため、緊急的にトラック事業者の人材確保に向けた取組を補助し、事業継続を支援する。
- 【対 象 者】： 兵庫県内に営業所を有する一般貨物自動車運送事業者。
但し、資本金又は出資の総額が10億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人を超える者）を除く。
- 【対象経費】：① 一般貨物自動車運送事業に要する第1種運転免許（6種類）の取得のために、指定自動車教習所へ支払った教習料及び特例教習受講料。
② 求人情報誌、求人サイト等へ支払った求人広告掲載料
③ トラックドライバーの育成のための外部団体が主催する研修参加や社内研修を開催した場合の参加費用・経費
- 【交 付 額】： 対象経費① ② ③の補助対象経費（税抜）合計に4分の1を乗じた額（千円未満切捨）以内。但し、補助金の上限額は1事業者あたり20万円まで。
※ トラック協会から助成金を受けた（る）場合は、兵庫県の補助金との合計額が対象経費を超えるときは兵庫県の補助金を減額します。
- 【申請書類】： 「交付申請書兼請求書」（様式第1号）及び「算定基礎資料」（様式第2号）に交付要領の『別紙』で定める各資料を一括添付し兵ト協へ提出。
※ 様式は、兵ト協HPからダウンロード可。
- 【申請方法】： 下記あてに『郵送』または『持参』により申請すること。
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27
一般社団法人兵庫県トラック協会 業務部 宛
※ 郵送の場合は、封筒に「人材採用・育成活動支援事業補助金申請書 在中」と記入。
- 【申請期間】： 令和7年6月2日（月）～ 令和8年2月27日（金）兵ト協必着
- 【振 込 日】： 令和8年3月初旬に補助金をお振り込みします。
- 【注意事項】： 申請は、申請期間を通じて1事業者1回限り。
※ 一度申請しますと1事業者の上限額に達していても再申請は出来ませんのでご注意ください。
- 【問合わせ】 一般社団法人兵庫県トラック協会 業務部 TEL:078-882-5556

公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業補助金交付要領

令和7年6月1日
一般社団法人兵庫県トラック協会

1. 事業目的

ドライバー不足の影響を受けるトラック事業者の人材採用・育成活動の取組を支援する。

2. 交付対象者

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業を営業者で、県内に営業所を有する者。ただし、資本金又は出資の総額が10億円以上の者（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人を超える者）を除く。

3. 補助金の対象経費

- (1) 令和7年度に、一般貨物自動車運送事業に要する第1種運転免許の取得のために、指定自動車教習所へ支払った教習料及び特例教習受講料
 - (2) 令和7年度に、求人情報誌、求人サイト等へ支払った求人広告掲載料
 - (3) 令和7年度に、トラックドライバーの育成のための外部団体が主催する研修参加や社内研修を開催した場合の参加費用・経費
- （※ 令和7年度は、令和7年4月1日～令和8年2月27日の期間をいう。）

4. 補助金の額

補助金の交付額は、上記3(1)(2)(3)の補助対象経費（税抜き）の合計に1/4を乗じた額以内（千円未満切り捨て）。但し、補助金の上限額は1事業者あたり20万円まで。

※ トラック協会から助成金を受けた（る）場合は、兵庫県の補助金との合計額が対象経費を超えるときは兵庫県の補助金を減額します。

5. 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとするときは、「交付申請書兼請求書」（様式第1号）及び「算定基礎資料」（様式第2号）に『別紙』で定める上記3(1)(2)(3)の各資料を一括添付し兵ト協へ提出。なお、申請は申請期間を通じて1事業者1回限りとする。

※一度申請しますと1事業者の上限に達していても再申請は出来ませんのでご注意ください。

6. 申請期間

令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月27日（金）

上記期間中であっても補助額が予算に達した時点で受付を終了する。

7. 補助金の振込日

令和8年3月初旬（交付申請書兼請求書に記入された振込先口座へ振り込み）

8. 兵ト協の助成金交付申請について

兵ト協の会員については、それぞれ要件を満たしていれば兵ト協と併用申請が可能。

なお、その他の助成制度との併用申請は不可。

9. 補助金の交付決定

補助金の振り込みをもって交付決定とする。

10. 交付決定の取消し

兵庫県知事または兵ト協が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令並びに要綱、要領その他の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等であるとき。

11. 申込み・問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 業務部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL：078-882-5556

提出いただいた個人情報に関する書類は、本補助事業以外の目的には使用致しません。
また、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承下さい。



別 紙

(1) 貨物自動車運送事業に要する第1種運転免許の取得のために、指定自動車教習所へ支払った教習料及び特例教習受講料に対する補助

【条 件】

- ・令和7年度(R7年4月1日～R8年2月27日)に取得した免許及び修了した特例教習
- ・対象となる取得免許は、「大型免許」・「中型免許」・「準中型免許」・「牽引免許」・「8t限定中型免許限定解除」・「5t限定準中型免許限定解除」の6種類及び「特例教習」
- ・申請時点において、免許を取得(特例教習を修了)した従業員が選任運転者として自社(県内営業所)に在籍していること
- ・教習所への通学費用や運転免許試験場等にかかる費用等は対象外

【交付申請の添付資料】

- ・事業者が支払った額のわかる「領収書」等の写し(請求書・見積書等があれば添付)
 - ※ネットバンキング支払の場合は、振込依頼時の受付完了書(依頼内容をプリントアウトしたもの)及び振込金の引き落としが確認できる資料(当座勘定照合表、普通預金通帳などの写し)を提出。受付完了書の振込先・振込元口座、金額等と一致しているか確認します。
- ・免許取得の場合「取得免許証」の写し
 - ※マイナ免許証1枚持ちの場合は、運転免許情報を印刷し提出。
- ・教習所の「卒業証明書」・限定解除の場合は「技能審査合格証明書」等の写し、また特例教習の場合は「受講修了証」等の写し
 - ※上記証明書類は、運転免許試験場へ提出前にコピーして下さい。
- ・免許取得者の「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し
 - ※事業者名と取得者名記載分
- ・免許取得者の「運転者台帳」の写し
 - ※会社名・所属営業所名・採用年月日・選任年月日を明記して下さい。

【補助金額に関する留意事項】

- ・トラック協会の助成金を受けた(る)場合 ※兵ト協会員に限る
 - 例1：補助対象経費が税抜き21万円で、トラック協会から助成金10万円を受けた場合
→ 兵庫県の補助金額は $210,000円 \times 1/4 = 52,000円$ (千円未満切り捨て)
 - 例2：補助対象経費 税抜き12万円で、トラック協会から助成金10万円を受けた場合
→ 兵庫県の補助金額は $120,000円 \times 1/4 = 30,000円$ ですが、合計13万円と対象経費を超えた額となるため、兵庫県の補助金額は20,000円となります

(2) 求人情報誌、求人サイト等へ支払った求人広告掲載料に対する補助

① 求人媒体に求人募集を掲載した場合

【求人内容における条件】

- ・事業用ドライバー(いわゆる緑ナンバー)の募集であること。

- ・会社名、ドライバーの募集、勤務地が兵庫県内の営業所であることが明記されている。(事務員・作業員と併せて募集しているものも可)
- ・4月1日以降に募集したものが対象となるが、インターネットのサイト等は3月の最終週等から一定期間継続して掲載され、その期間の大半が令和7年度に含まれているもので、支払いが4月1日以降のものも対象とする。

※同時期に複数の媒体を使用した場合、若しくは同一の媒体で複数回掲載の場合も可。

【交付申請の添付資料】

- ・請求書または見積書の写し
- ・領収書等支払いの確認ができるものの写し
- ・実際に広告が掲載された事若しくは研修会開催や参加が証明できるもの
(発行日が分かる求人情報誌等の写し、アップされているサイト画像のプリントしたもの
参加証明書や開催案内)

② 自社ホームページに求人用のページを作成した場合

- ・事業用ドライバー（いわゆる緑ナンバー）の募集を4月1日に新たに作成した際にホームページ作成会社に委託した費用を対象とする。

【交付申請の添付資料】

- ・請求書または見積書の写し（4月1日以降に作成したことが分かるよう明細を添付）
- ・領収書等支払いの確認ができるものの写し
- ・採用ページの画像をプリントしたもの

(3) トラックドライバーの育成のための外部団体が主催する研修参加や社内研修を開催した場合の参加費用・経費に対する補助

【研修の例】

- ・運転技能向上を目的とした研修
- ・接客スキルの研修

※対象となるか不明な場合は兵ト協担当までご連絡下さい。

【交付申請の添付資料】

- ・外部研修会の申込書・修了証若しくは研修会の開催案内
- ・領収書等支払いの分かるもの[外部研修参加の場合]
- ・「講師費」「資料作成費」の請求書及び領収書等支払いの確認が出来るものの写し

以 上

公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業補助金 交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県トラック協会会長 様

(所在地)

(事業者名)

(代表者役職・氏名)

(担当者役職・氏名)

(電話番号)

(FAX)

(メールアドレス)

公共交通等事業者人材採用・育成活動支援事業補助金の交付を受けたいので、誓約事項を確認の上、下記のとおり申請・請求します。

記

1 申請内容

種類 (該当の□にチェック)	<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 個人	
補助金 交付申請額	円 (1,000円未満切捨・上限200,000円) =補助対象経費(税抜)合計 _____ 円×1/4 【添付資料】 算定基礎資料(様式第2号) 及び 各補助対象経費資料		
申請する対象経費 (該当する全てに☑)	<input type="checkbox"/> 免許取得	<input type="checkbox"/> 求人広告	<input type="checkbox"/> ドライバー研修
※協会使用欄	[円]	[円]	[円]

2 誓約事項

※以下の誓約事項を確認のうえ、□欄に☑を記載(入力)してください。

- 当社(個人である場合は私、法人である場合は当法人、以下「当社」という。)は、兵庫県暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約いたします。
- 当社は、兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約いたします。
- 当社は、支援金の使途に関し、暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずることを誓約いたします。
- 当社は、これら各項のいずれかを満たしていないことが判明した場合、及びこの申請が虚偽の申告であることが判明した場合に、支援金の返還及び加算金・遅延利息の支払いを命じられたときは、これに異議なく応じること、また賠償ないし補償を求めないことを誓約いたします。

3 振込先口座

※申請者本人(法人の場合は当該法人)の口座に限ります。

金融機関名			
支店名			
金融機関コード		支店コード	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

1事業者あたり申請は1回限りです。令和8年2月27日(金)までに兵庫県トラック協会へ提出してください。

算定基礎資料 (トラック)

	事業者名
--	------

①運転免許の取得に要する経費

No	免許取得日 特例修了日	取得免許等の種類 ※○を付して下さい					ふりがな 取得者氏名 修了者氏名	性別	生年月日 ※和暦で記入	雇用日 ※和暦で記入	補助対象経費 (税抜)
		大型	中型	準中型	牽引	解除8 解除5 特例					
1	R 年 月 日							年 月 日	年 月 日	円	
2	R 年 月 日							年 月 日	年 月 日	円	
3	R 年 月 日							年 月 日	年 月 日	円	
4	R 年 月 日							年 月 日	年 月 日	円	
5	R 年 月 日							年 月 日	年 月 日	円	
※協会記入欄										円	
小計①										円	

②人材採用活動に要する経費 (外部求人サイトへの掲載料、PR資料作成経費等)

No	内容 (求人情報誌・サイト等名称、発行日、号数 若しくは 掲載期間等)	補助対象経費 (税抜)	積算内訳	備考
1		円		
2		円		
3		円		
※協会記入欄		円	小計②	

③人材育成活動に要する経費 (トラック協会や外部団体が主催する研修・社内研修の開催経費・参加費用)

No	内容 (開催日、実施機関、参加人数等)	補助対象経費 (税抜)	積算内訳	備考
1		円		
2		円		
3		円		
※協会記入欄		円	小計③	

合計A (小計①+②+③)	円	円	補助金額 = A/4 (千円未満切捨て) [上限: 1事業者あたり20万円]	千円
------------------	---	---	---	----

「安全性優良事業所（Gマーク）神戸運輸監理部 兵庫陸運部長表彰」について

神戸運輸監理部兵庫陸運部では「貨物自動車の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対し安全対策等について顕著な功績が認められることについて評価を行うことを目的として「安全性優良事業所（Gマーク）神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」を実施しています。

つきましては、表彰基準（概要）をご覧いただきまして基準を満たす事業所におかれましては申請書（兵ト協ホームページのトピックス欄に掲載。）に必要書類を添付の上、

8月29日までに（一社）兵庫県トラック協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願いいたします。

安全性優良事業所表彰基準（概要）

1. 10年以上連続してGマーク認定を受けていること。
2. 表彰日の直前3年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、第一当事者（推定含む）となる重大事故を惹起していないこと。
3. 表彰日の直前1年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、監査に基づく行政処分を受けていないこと。
4. 定期的な運転者教育を行っており、次のいずれかに該当していること。 ①交通事故防止委員会 ②安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれているものに限る） ③グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ④交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動 ⑤交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など
5. デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが90%以上の事業所配置車両に装着され、その効果をドライバー教育に反映させていること。
6. Gマークの認定後、次のいずれかに該当していること。 ①荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある。 ②安定的な経営を確保している。 ③定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している。

問い合わせ先

兵庫県トラック協会 総務部

TEL：078-882-5556

「引越基本講習」の開催について（お知らせ）

「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっている 引越管理者講習を受講するために必要な講習です。

引越事業者各実務担当者（見積り・作業・対応・管理者）への標準引越運送約款他 関係法令の周知徹底のための標記講習会を下記のとおり開催致しますので、引越業務に係わる方で受講を希望される方はお申し込みいただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時：令和7年9月1日（月） 講習時間 10時00分～16時00分（予定）
※受付 9時20分～9時50分 ※時間厳守でお願いします。
2. 場 所：兵庫県トラック総合会館3階 （神戸市灘区大石東町2丁目4-27）
3. 講習内容：「引越業界の現状について／標準引越運送約款の解説 等」（仮題）
4. 受講対象者：一般貨物自動車運送事業者で引越業務実務経験者（予定者も含む）
5. 定 員：50名 ※受付期間中であっても定員に達し次第、受付を終了致します。
6. 申込み方法：引越基本講習〔申込書兼受講票〕（様式1）をご記入のうえFAX(078-882-5565)にてお申込み下さい。（本票は、当日受付へ提出して下さい。）
※引越基本講習〔申込書兼受講票〕は、兵ト協ホームページの「研修会・講習会」ページの「引越講習」からダウンロードして下さい。（7/11（金）から掲載予定）
7. 申込み期限：令和7年8月13日（水）必着 ※締め切り後の受付は一切致しません。
8. 受講料：会員 2,000円、 非会員 3,500円
※受講料は、当日徴収します。（お釣りが無いようにお願いします。）
※兵ト協引越部会員は、基本・管理者講習併せて年2名まで部会で助成します。
9. 注 意 事 項：当日は、会館駐車場が狭隘なため、公共交通機関をご利用のうえご参加下さい。
10. 申込先（問い合わせ先）：（一社）兵庫県トラック協会 業務部
TEL：078-882-5556 FAX：078-882-5565

講習当日、次のものを必ずご持参下さい

- 引越基本講習〔申込書兼受講票〕の**本票**（当日受付にて未提出の方は受講不可）
- 筆記用具（講習の最後にテストを行いますので、鉛筆、消しゴム、赤ペンを持参下さい）

※事前にFAX申込みされていない方は、受講出来ませんのでご注意下さい。

以 上

2025年度安全性評価事業（Gマーク）申請に係る説明会を開催しました

今年度もGマークの新規取得・認定更新に向けて、沢山の方にお集まりいただきました。

第1回 神戸会場

日時 2025年5月14日（水）13時30分～
場所 兵庫県トラック総合会館 3F 大会議室
参加者：49名

第2回 姫路会場

日時 2025年5月16日（金）13時30分～
場所 兵庫県トラック協会西部研修センター 2F 大会議室
参加者：35名



Gマークの申請方法・書類の作成等について不明点等ございましたら、お気軽に兵庫県トラック協会適正化事業部へお問い合わせください。

以上



理事会・委員会だより

令和7年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議を開催しました

日時 令和7年5月30日（金）
場所 兵庫県トラック総合会館

木南会長及び常任理事及び総務委員代理 17名、監事 2名が出席し、下記の事項を協議しました。

議 題

令和7年度 第1回理事会次第について



令和7年度第1回理事会を開催しました

日時 令和7年5月30日（金）
場所 兵庫県トラック総合会館

木南会長及び理事31名、監事 2名が出席し、下記の審議事項は全て承認されました。

議 題

- 第1号議案 令和7年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- 第2号議案 令和6年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- 第3号議案 令和6年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- 第4号議案 令和6年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- 第5号議案 会員の入会の承認について
- 第6号議案 第67回定時総会の開催（案）の承認について
- 第7号議案 定款変更について
- 第8号議案 役員候補者の推薦について
- 第9号議案 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について



陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2025年7月24日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2025年7月25日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2025年6月3日(火)～2025年7月18日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。)
② 証明写真2枚 (サイズ縦3.0cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス

チックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等
画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

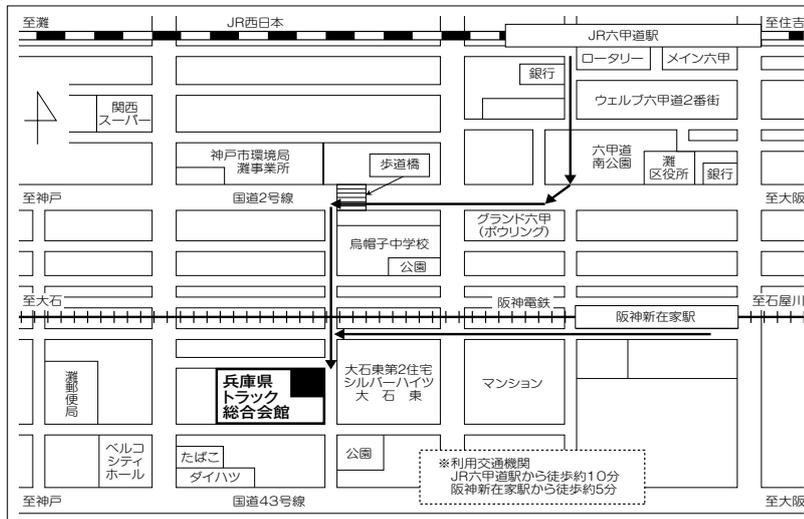
修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場
兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買ひましよう

軽油「元売別」購入価格表（令和7年5月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド	
		平均	平均	平均	平均	
J X T G		114.72	130.60	125.14	139.05	兵ト協 調べ
出 光		113.50	120.30	133.00	132.00	
コ ス モ		113.40	116.50	138.25		
三 井		109.00				
そ の 他		121.08	121.26		132.33	
総 計		115.22	121.87	128.14	134.52	全ト協 調べ
7 / 4	全国平均	124.52	調査なし	134.04	133.08	
	近畿平均	125.44		133.65	136.28	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和6年6月		116.01	120.27	124.83	126.36
令和6年7月		114.61	119.28	123.34	127.42
令和6年8月		114.95	119.73	124.45	125.70
令和6年9月		113.34	117.25	119.98	125.38
令和6年10月		114.42	117.94	123.17	132.08
令和6年11月		114.11	119.37	124.54	125.63
令和6年12月		114.80	118.19	124.84	127.78
令和7年1月		115.97	119.72	126.82	130.13
令和7年2月		120.45	124.01	129.52	135.38
令和7年3月		122.14	124.51	132.51	133.93
令和7年4月		124.08	128.80	131.79	138.72
令和7年5月		122.76	125.46	129.91	140.25
令和7年6月		115.22	121.87	128.14	134.52
年間平均		117.14	121.26	126.45	131.02

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
7.5.22	神戸中央	一般	兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合	大西 邦典	〒651-0072 神戸市中央区脇浜町2-3-12	TEL 078-232-0521 FAX 078-232-0522
5.29	東播	一般	寿建設運送	田中さおり	〒675-1335 小野市片山町1500-8	TEL 0794-63-4976 FAX 0794-60-7722
5.30	淡路	一般利用	(株)国商運輸	和田 拓也	〒656-0014 洲本市桑間528-4	TEL 0799-25-0655 FAX 0799-25-0657

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
7.5.31	西神戸	一般	(株)西石川運送	石川 利治
5.31	明石	一般	(株)岡部運送	岡部 勉
5.31	明石	一般	関西環境建設(株)	大森 繁夫
6.16	西播	一般	(株)オオヨド	森 慎司
6.30	丹有	一般	(株)和弘建設	横枕 和弘

変更届

会員名簿ページ数	変更事項	旧	新
1	代表者	尼崎運輸事業協同組合 福本 正昭	大西 康雄
5	代表者	(株)キサ運輸 木佐 慎也	村上 明
27	代表者	ジェイカス(株) 加賀澤 一	保坂 高広
42	代表者	氷上急行運輸倉庫(株) 北野 数真	辻 幸弘
42	代表者	氷上テクノ(有) 北野 峻志	福西 忠司
62	住所	(株)ロンコ・ジャパン 神戸市東灘区向洋町東3-12	〒657-0854 神戸市灘区摩耶埠頭2-10
129	代表者	笹山運送(株) 笹山 誕一	笹山 誕一、笹山 剛
131	会社名	神鋼物流(株)	(株)コベルコロジスティクス
137	代表者	ヤクルトロジスティクス(株) 中村 博英	大和田 幸利
152	代表者	(株)新宮運送 木南 一志	木南 晋一

兵ト協ニュースのバックナンバーはホームページの下記URLからご覧になれます。

https://www.hyotokyo.or.jp/general-public/hyotokyo_back_number.html

事務局からのお知らせ

下記のとおり新規採用者がありますのでお知らせいたします。

人 事 異 動

令和7年7月1日付

一般社団法人 兵庫県トラック協会

発 令 事 項	氏 名	現 職
適正化事業部次長	米 田 一 彦	新規採用

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

- 兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

- 会社概要（設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など）
 - 会社で力を入れていること（安全教育、採用活動、産休・育休など）
 - 創業時の苦労
 - 今後の目標
 - その他（社長・社員の趣味、社員旅行などの行事）
 - 写真
- 記事はA4 1/2 ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
 (一社) 兵庫県トラック協会総務部行
 E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
6・3	近ト協 幹事会	ホテルグランヴィア大阪	6・25	トラックの日行事検討プロジェクト会議	兵ト協
	兵ト協 重量・鉄鋼部会 正副監事会議 役員会	兵ト協		神戸市港湾局事業概要説明会	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
4	健康管理セミナー	兵ト協	26	全ト協 総会	第一ホテル東京
5	チャレンジ100実施結果検討会及び打ち合わせ会議	県民会館		大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会定例会議	地方合同庁舎
	全ト協 理事会	第一ホテル東京		海コン部会 神戸市港湾局との面談	ポートアイランドビル
6	適正化実施機関評議員会施設見学	住吉浜	27	全ト協 青年部会 関東ブロック大会	宇都宮
	兵ト協 取扱部会 正副監事会議 役員会	兵ト協		－ 7月の予定－	
	兵庫県防衛協会理事会及び定期総会	楠公会館	7・3	全ト協 海コン部会 総会	ホテルグランヒルズ静岡
9	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協		兵庫県高圧ガス大会 実行委員会	兵庫県中央労働センター
	兵ト協 タンクトラック部会 役員会	兵ト協	4	兵庫ゼロ災・リスクアセスメント推進大会	神戸市産業振興センター
10	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協		兵ト協 タンクトラック部会 総会	第一楼
11	兵ト協 食品部会 正副監事会議	兵ト協	7	ひょうごエコタウン推進会議 事業化検討会	ひょうご環境創造協会
	運輸安全マネジメントセミナー	西部研修会館	8	全ト協 鉄鋼部会 総会	岡フラザホテル
	西播支部 青年部会 例会	姫路総社会館	9	大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会	近畿地方整備局
12	過労死等防止対策セミナー	兵ト協	10	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル京東
	自動車関係団体連絡会議	自動車会館		自動車関係団体連絡会議	自動車会館
13	兵ト協 引越部会 委員会	兵ト協	11	兵ト協 ダンプ部会 総会	旬彩よしはら
	坂本全ト協会長に感謝をする会	リーガロイヤルホテル大阪	15	ハローワーク神戸 就職ガイダンス	ハローワーク神戸
16	Gマーク事前相談会	西部研修センター	17	ハローワーク明石 就職ガイダンス	ハローワーク明石
17	三木会	兵ト協	18	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
	兵庫県高圧ガス地域防災協議会 役員会	ANAクラウンプラザホテル神戸	22	全ト協 専務理事業務連絡会議	新ランドホテル
18	兵ト協 路線部会 役員会・情報交換会	兵ト協	23	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
	兵青協 HOT21 役員会	芦屋 SATSUMAFUJI	24	全ト協 女性部会代表者協議会	全ト協
19	兵ト協 定時総会	ANAクラウンプラザホテル神戸		はい作業主任者技能講習(～25日)	兵ト協
20	兵ト協 海コン部会 総会	グランドプリンスホテル大阪ベイ	25	兵ト協 重量・鉄鋼部会 総会	第一楼
	兵ト協 天狼会総会	芦屋ベイコート倶楽部	30	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
23	プラン2025 目標達成フルセミナー	兵ト協		－ 8月の予定－	
24	近ト協 総会・理事会	THE OSAKA STATION HOTEL	8・1	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
	兵ト協 ダンプ部会 研修会	兵ト協	6	初任運転者特別講習	兵ト協
25	交通安全県民大会 準備会議	兵庫県民会館	26	女性部会近畿ブロック役員会	ハイアトリージェンシー 京都

適正化事業実施機関からのお知らせ

■ 今月のテーマ

2025年6月1日施行「職場における熱中症対策の義務化」について

担当：適正化事業指導員 高田 勇作

2025年6月1日より、厚生労働省による法改正により、職場における熱中症対策が義務化されました。これにより、貨物自動車運送業を含むすべての事業者は、一定の条件下で熱中症の予防・早期対応体制の整備が法的に求められることとなります。

■ なぜ今、熱中症対策が義務化されたのか？

近年の猛暑の影響により、労働現場での熱中症による死亡災害が増加しています。特に屋外作業や車両運転中の高温環境下では、初期症状の見逃しや対応の遅れが命に関わる重大事故につながるケースが多発しています。

厚生労働省の調査では、2020年から2023年の間に発生した熱中症による死亡災害103件のうち、約97%が初期対応の不備によるものでした。こうした背景から、努力義務ではなく罰則付きの義務として法整備が行われました。

■ 義務化された主な内容（運送業に関するポイント）

① 熱中症の早期発見体制の整備

ドライバーや荷役作業員が体調不良を訴えた際に、迅速に報告・対応できる体制を整える必要があります。

例：運行管理者への定期報告、パディ制度の導入、点呼時の体調確認など。

② 対応手順の策定と周知

熱中症が疑われる場合の対応マニュアル（作業中断、冷却、救急搬送など）を作成し、全従業員に周知することが義務です。

例：冷却用具の常備、緊急連絡先の掲示、搬送先医療機関の明示など。

事業場における報告先の掲示例

熱中症発生時（疑いを含む）の報告先

責任者〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

代理 〇〇〇〇（電話〇〇-〇〇〇〇）

③ 教育・訓練の実施

作業前に熱中症の症状や予防法、対応手順について教育を行う必要があります。

例：朝礼や点呼での注意喚起、事業所内、休憩場所へポスター掲示など。

■ 対象となる作業環境

以下の条件に該当する場合、義務の対象となります：

気温31℃以上または暑さ指数（WBGT）28℃以上の環境で、1時間以上連続または1日4時間を超える作業を行う場合

貨物運送業では、夏季の荷積み・荷下ろし作業・集荷集配などの荷役作業が該当する可能性が高いため、特に注意が必要です。

■ 違反した場合、以下のような理由と対象により罰則が適用されます。

【労働安全衛生法第22条の内容】

第22条（健康障害を防止するための措置）では、事業者に対して以下のような義務が課されています。

「事業者は、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない」

この条文は、高温・低温・有害物質・騒音・振動・放射線などによる健康障害を防ぐための措置を求めるもので、2025年6月からは熱中症対策もこの条文に基づく義務とされています。

【違反とされる具体的な行為】

以下のような行為が第22条違反に該当します。

- ・ 熱中症のリスクが高い環境で冷却設備や水分補給の体制を整備していない
- ・ 高温作業場で作業時間の調整や休憩の確保を怠る
- ・ 有害物質を扱う作業場で換気や保護具の提供をしていない
- ・ 健康診断の結果に基づく就業制限や配置転換を行わない

【罰則の適用対象】

労働安全衛生法には「両罰規定」があり、以下のように法人と個人の両方が処罰対象になります。

対 象	内 容
法人（会社）	安全配慮義務を怠った企業そのものに対して罰金刑が科される
個人（経営者・現場責任者）	実際に安全管理を怠った責任者（例：所長、運行管理者など）にも罰則が及ぶ

【罰則の内容】

6か月以下の懲役 または50万円以下の罰金

（労働安全衛生法 第119条第1号）

※ 刑罰を受けなくても、被害者である従業員から民事上の損害賠償請求を受ける可能性もあります。

■ 事業者が今すぐ取り組むべきこと

1. 熱中症対応マニュアルの作成
2. 点呼時の体調確認の徹底
3. 冷却グッズ・水分・塩分補給の準備
4. 教育資料の配布と掲示物の設置
5. 緊急時の連絡体制の整備

■ 最後に

熱中症は「防げる災害」です。ドライバーや作業員の命を守るためにも、現場に即した実効性のある対策を講じましょう。法令遵守はもちろん、従業員の健康と安全を守ることが、企業の信頼と持続可能な運営につながります。

STOP・熱中症！ 熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業では、熱中症による死亡災害が増えています（令和5年1人、令和6年6人）

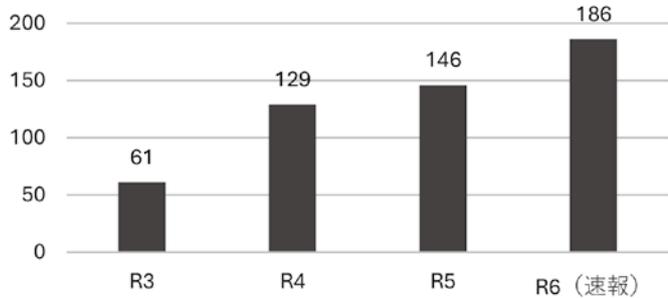
発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業中。

休業4日以上[※]の死傷災害も近年増加の一途を辿っており、陸運業にとって熱中症対策は喫緊の課題です。

なお、熱中症はドライバーだけでなく、**構内作業員**によるものも増加しており、注意が必要です。



運送業における熱中症の推移（人）



熱中症対策の義務化により、以下の取組が必要となります。

基本的な考え方

見つける

(例) ドライバー、作業員の様子がおかしい

判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請

対処する

(例) 救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」

が事業者[※]に義務付けられます。

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

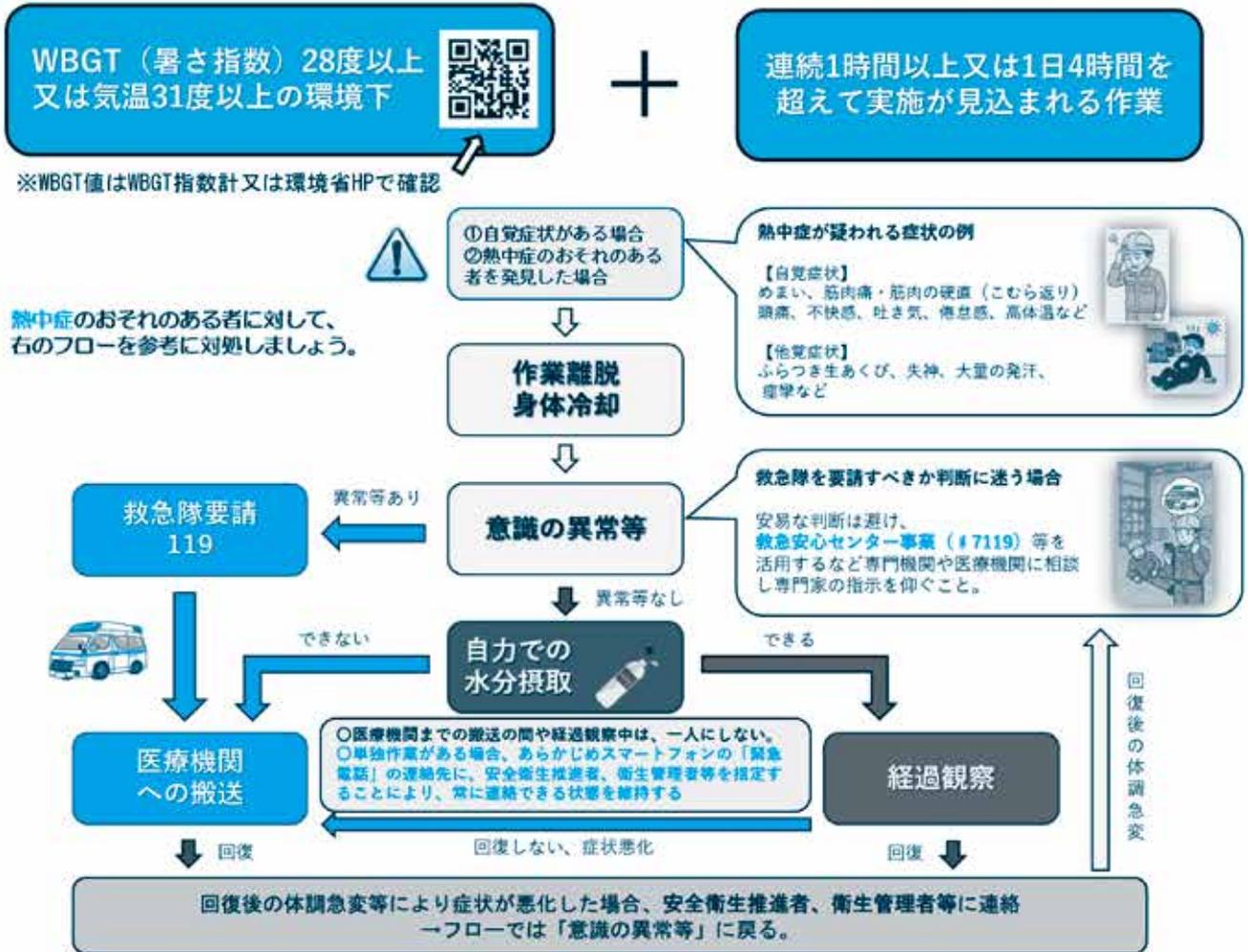
【対象となる作業】

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー）

【対象となる作業】



いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい



これも初期症状

なんとなく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

熱中症 正しい知識と 正しい対処 即時の判断 命を守る

令和7年度安全衛生標語 健康部門優秀作品

2025.05

—2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業—

安全の証し「Gマーク」



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

「安全性優良事業所」申請概要

申請受付期間

2025年7月1日(火)～7月14日(月)

① 申請案内

令和7年4月25日公開

全日本トラック協会ホームページ
Gマーク特設ページより

② Web申請システム

令和7年6月2日稼働

全日本トラック協会ホームページ

Gマーク
特設ページは
こちら



申請案内など詳しくは
「Gマーク」で
検索して下さい。

Gマーク 検索

更新のお知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2023年度(新規)	239****
2回目更新	2022年度(初更)	229**** (1)
3回目更新	2021年度(2更)	219**** (2)
4回目更新	2021年度(3更)	219**** (3)
5回目更新	2021年度(4更)	219**** (4)

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



適切ではない使用例
●新設認定が適用できない
●剥がしてはいけません

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<https://jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019